



# 1.『一般社団法人(2)』 - 公益社団法人の基本

公認会計士 長谷川 佐喜男

前回は一般社団法人の基本について説明しましたが、今回は公益法人について説明したいと思います。

## 1. 公益社団法人とは

一般社団法人は公益認定をうけることにより公益社団法人になることができます。公益認定を受けるためには、認定申請書を主務官庁に提出し、事業の公益性を認められる必要があります。公益法人は一般社団法人と比較し税制上優遇されていますが、原則として、3年に1回は主務官庁の検査を受け、事業の公益性が確保されているか、次の①～③の財務基準は保っているかなど一般社団法人にはない制約を受けます。

- ① 収支相償・・・公益事業の収入は支出を超えてはいけません。
- ② 公益目的事業比率・・・公益事業の費用は全事業の費用の50%以上でなければならない。
- ③ 遊休財産保有制限・・・遊休財産（使用目的が決まっていない財産）は公益事業の費用の額を超えてはいけません。

## 2. 公益社団法人の税制

- ① 一般社団法人は法人税法上、株式会社と違いはなくすべての事業に対して課税がされます（一定の基準を満たした非営利型一般社団法人の場合は、収益事業のみの課税）。しかし公益法人となると、公益事業には法人税が課税されません。例えば使用料や手数料をもらうような事業でも、その事業が公益事業である場合は法人税がかかりません。
- ② 法人が他の法人に寄付した場合は、支出しているにもかかわらず税法上の限度額を超える部分は損金になりませんが、寄附の対象となった法人が公益法人の場合は通常の限度額に加えて特別枠があるため、一般の法人に寄付するより有利になります。また、個人が公益法人に寄付した場合は寄付金控除（所得控除や税額控除）という税額優遇制度の対象となります。
- ③ 個人が財産を譲渡した場合は譲渡所得税が課税されますが、公益法人に譲渡した場合には譲渡所得税が非課税となり、相続等により取得した財産を公益法人に寄付した場合は相続税が課税されません。（その財産が公益目的に使用されている場合などの条件あり）

## 3. 公益法人を利用した相続対策

前回の一般社団法人でも述べたように、今までは同族経営の一般社団法人を設立し、財産を譲渡するなどの法人を利用した相続対策のスキームが有効であるといわれてきましたが、平成30年度の税制改正で一定の制限が加わりました。

- ・ 役員に親族の占める割合が2分の1超
- ・ 過去5年以内に役員に親族が占める割合が2分の1超の期間が合計3年以上

枠内の条件に該当する法人は特定一般社団法人等として、役員の死亡時には一般社団法人に相続税が課税されることになり、資産家が同族経営の一般社団法人を設立しても相続税の回避は不可能となりました。

しかし、公益法人はそもそも、同族経営では設立できないので公益法人に財産を譲渡しても公益法人に相続税が課税されることはありません。（上記2に述べたように譲渡所得税も非課税となる）

今後は、社会貢献の一環として公益法人を活用した対策が注目されるかもしれません。